平成２８年（フ）第２９号
京都府亀岡市畑野町土ケ畑布子谷２番地46
債務者　上田　　清
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
奈良県橿原市鳥屋町44番２号シャルマンヒルズ105号
債務者　川口　弘恭
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
鳥取県西伯郡伯耆町吉長45番地17、前住所兵庫県西宮市すみれ台３丁目10番地12
債務者　中山　平和
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３４５号
岡山市南区豊成３丁目20番15号豊成ハイツ202号
債務者　石司　方子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６８号
広島市東区上温品２丁目５番10―102号
債務者　河野　美香
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０７号
広島市安佐北区落合４丁目４番34―202号
債務者　迫田　　壮（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２４号
広島市東区若草町６番14―501号
債務者　後藤　朱美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６４号
広島市佐伯区河内南２丁目18番24号
債務者　坂本　純子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６６号
広島市佐伯区八幡東２丁目26番20号
債務者　平尾　　肇
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
広島県三原市須波ハイツ３丁目１番14号　森川観光社宅
債務者　藤井　宏明
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第７６号
福岡県飯塚市阿恵1389番地１
債務者　林　　正明
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７８号
福岡県飯塚市上三緒735番地（前住所　福岡県田川郡川崎町大字川崎65番地の10）
債務者　西川　剛司
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２６２号
宮崎市大坪町尾崎2238番地３　サンコーポ大坪302号
債務者　榎元　宏貴
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６８号
宮崎市大島町南窪874番地　市営住宅158棟11号
債務者　安達　洋美
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2846番地２
債務者　中山　江里
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第６０号
鹿児島県薩摩川内市田海町1668番地　コーポたうみⅢ203
債務者　大山　由晃
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2245番地１
債務者　中向　貞彰
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係